

年末調整等説明会

担当 市民税課

☎046(252)8833
FAX 046(252)3550

市と大和税務署では、源泉徴収事務担当者のために平成28年分の給与所得に対する年末調整の仕方、法定調書および給与支払報告書の書き方などについて、次の日程で説明会を開催します。

○とき 11月9日(水)

午後1時30分～4時(受け付けは午後1時～1時30分)

○ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)

小ホール

○参加方法 直接会場へ

○問い合わせ先 大和税務署法人課税第2部門 ☎046(262)9411(代表)

電子申告の利用

電子申告(e-Tax)を利用すると、税務署や金融機関に向くことなく、源泉所得税の納付手続や法定調書の提出が事務所で可能となり大変便利です。詳しくはe-Taxホームページ

ムページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。なお、地方税法および市の市税条例の定めにより、給与などを支払う事業者は、原則として、全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収する義務があります。また平成26年度課税分から「eLTAX」による給与支払報告書のオンラインでの提出が可能となりました。eLTAXでの給与支払報告書の電子申告を整備している給与支払者はぜひご利用ください。

11月はエコドライブ推進月間

担当 環境政策課

☎046(252)7675
FAX 046(252)7743

自動車の排気ガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となります。大気環境保全と地球温暖化防止のため、できるだけ自動車の使用を控えるとともに、エコドライブを実践しましょう。

エコドライブ10のすすめ

①ふんわりアクセル「eスタート」 最初の5秒で時速20キロメートルが目安です
②車間距離にゆとりをもつて、加速・減速の少ない運転 交通状況に応じて速度

変化の少ない運転を心掛けましょう
③減速時は早めにアクセルを離そう 停止するときは早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキを活用しましょう
④エアコンの使用は適切に 暖房のみ必要なときはエアコン(A/C)スイッチを「OFF」にしましょう
⑤ムダなアイドリングはやめよう 10分間のアイドリングで130cc程度の燃料を消費します。エンジン

⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう 出かける前に道路交通情報やルートを確認しましょう
⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備 タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう
⑧不要な荷物は降ろそう 運ぶ必要のない荷物は車から降ろしましょう
⑨走行の妨げとなる駐車をやめよう 迷惑駐車はやめましょう
⑩自分の燃費を把握しよう 自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう

「市税」の納付は期限内に

担当 市税について 収納課

☎046(252)8049
国民健康保険税について 国保年金課
☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

市税(市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)は行政サービスを提供するために必要不可欠な財源です。市税の滞納があると、滞納されている税金を回収するためにコストがかかります。そのため、納期限内に納付する方が増えれば、行政サービスの提供に費用を回すことができます。

また、市税を滞納後に納付する場合は、延滞金が課せられます。さらに、税負担の公平性の観点から、一部の行政サービスの制限を実施しています。また、市税を滞納後に納付する場合は、延滞金が課せられます。

納付しないとうなるの

市税が納期限内に納付されない場合、市は督促状を発送します。その後も納付がない場合には、勤務先や金融機関などへ滞納者が所

「社会保険料控除証明書」を発行

担当 国保年金課

☎046(252)7035
FAX 046(252)7043

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日まで納付した所得税および住民税の社会保険料控除の対象です。社会保険料控除を受けるには、納付を証明する書類の添付が必要です。このため、1月1日から

9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際に添付してください。詳しくは担当へお問い合わせください。

座間市納税コールセンターを設置

市では収納課内に「座間市納税コールセンター」を11月1日から設置します。市税や国民健康保険税の納付期限を過ぎた後、納付を確認できない方に対し、次の期間に納付確認、督促、納付予定聴取などを電話で行います。

なお、同センターが現金自動預払機(ATM)からの振り込みを指示することは絶対にありません。振り込み詐欺などに十分注意してください。

○期間 平成29年2月28日(火)までの月曜～土曜日の開庁時間内(夜間催告日は午後8時まで)

○問い合わせ先 座間市納税コールセンター ☎046(206)3000

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに納付した方は、翌年の2月上旬に送付されます。

問い合わせ先

●ねんさん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
※050から始まる番号で電話する場合は ☎03(6630)2525
●厚木年金事務所 ☎046(223)7171(代表)

B型肝炎給付金

「ご自身が対象者だと気づいてますか？」

まずは確認してみましょう

現在B型肝炎に感染している
誕生日が昭和16年7月2日から昭和63年1月27日の間

2つとも当てはまる場合には政府から最大3600万円の給付金を受けられる可能性があります。該当する方から母子感染した方、該当する方が亡くなっている場合の相続人の方も対象です。

進まない給付金請求

対象者はなんと全国で40万人以上と言われています。しかし実際のところまだまだ請求が進んでいません。多くの方がご自身が給付金の対象者だということを認識していないことが一因のようです。

電話相談はこちら
0120-918-862

受付 平日9時～17時半
時間 30分間
料金 無料
弁護士 藤澤玲央

無料電話相談受付中

マイタウン法律事務所では電話での無料相談を行っています。「私は対象になるの?」「どんな制度なの?」「弁護士に依頼したら何をしてくれるの?」等どんな質問でも大丈夫。お電話でのご相談の際には資料等は一切不要。給付金請求に詳しい弁護士が丁寧にご説明いたします。まずはお気軽にお電話ください。

座間市民のみなさまへ! 60th 火災共済

11月は新規加入キャンペーン!

その1 新規お見積された方にはLED非常灯マグネットプレゼント!

その2 新規加入された方には粗品をプレゼント!

損害共済金 7種類

火災 盗難に伴う破壊 水漏れ 自動車の飛び込み 破裂・爆発 航空機の墜落 落雷

費用共済金 5種類

※イラストはイメージです。

※お見積だけでも作成できますので、お気軽にお問い合わせください。【見舞金給付事業】による見舞金 4種類

※組合員のみなさまが火災等に遭ったとき、互いに助け合う制度です。※広告内容は概要のため、詳細は下記までお問合せください

横浜市民共済生活協同組合 大和市大和東 3-8-3 大和第一生命ビル1階 [受付時間] 月～金 8:30～17:15(土日・年末年始を除く)

0120-579-998 大和事務所